

令和4年5月2日付け県公報第308号をもって公告した基本測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
国土交通省国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 3 作業期間
変更前 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
変更後 令和4年6月1日から令和5年3月20日まで
- 4 作業地域
浜松市